

白髪一雄データベースシステム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要項

この募集要項は、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）が施行する白髪一雄データベースシステム導入及び運用保守業務（以下「本業務」という。）の外部委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 本業務の内容及び委託の概要

(1) 本業務の内容

別添の白髪一雄データベースシステム導入及び運用保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、データベースの公開は、同月中旬を予定している。

(3) 契約方法

財団が、公募型プロポーザル方式によって選定された者を本業務の委託先として定め、当該者との間で本業務の委託契約を締結する。

(4) 委託上限額

1,122,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、この金額には本年度中のシステム利用料が含まれている。

(5) 支払条件

本業務完了後、財団が適法な請求があった日から30日以内に一括で支払う。

(6) 翌年度以降の運用保守業務の委託について

本年度における本業務の適正な履行が確認された場合、令和9年（2027年）4月1日以後のシステム運用保守業務の委託については、当面令和13年（2031年）3月31日までは、財団の会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、本業務の受託事業者又は当該受託事業者があらかじめ指定する事業者との契約締結を予定している。

2 応募資格

本選定に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 仕様書の5に定める業務について、適切に遂行できる能力及び実施体制を有しており、財団との協議事項に柔軟に対応できること。
- (2) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (3) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。ただし、次に掲げる書類の全てを整え、下記7(3)サに掲げる図書として提出できる場合は、この限りでない。

ア 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）及び登記事項

証明書（法人登記のものに限る。）

イ 次に掲げる書類で過去の直近の会計年度の確定したもの（法人以外の者にあつては、これらに相当する書類）

（ア）事業報告書

（イ）貸借対照表

（ウ）損益計算書又は収支計算書

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(5) 尼崎市の指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当せず、及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 宗教活動又は政治活動を目的とした者

イ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治団体を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした者

ウ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による処分若しくは同条第4項の規定による当該処分の更新若しくは同法第8条第1項の規定による処分を受けている法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は当該法人等若しくはその構成員の統制の下にある者

(8) 令和5年度から令和7年度までの間に国税及び地方税（都道府県税及び市町村税をいう。）その他公課を滞納していないこと。

3 応募者の失格

財団は、応募者が次のいずれかに該当すると判断したときは、当該応募者を失格にすることができる。

(1) 本募集要項を遵守しない場合

(2) 提出期限までに必要な図書を提出できなかった場合

(3) 上記2に定める応募資格を欠いていることが判明した場合

(4) 下記7により提出した図書のいずれかに虚偽の内容の記載をした場合

(5) 下記7(3)キの見積金額（本業務受託の委託料のものに限る。）が、上記1(4)の委託上限額に100分の110を除して得た額（1,020,000円）を超過している場合

(6) (4)及び(5)に掲げるもののほか、提出した図書のいずれかに不備がある場合

(7) 審査の公平性に影響を与え、又は適正な審査を妨害したと認められる場合

- (8) その他応募者又はその提案若しくはプレゼンテーションの内容が審査の対象とし難いと認められる場合

4 スケジュール

募集要項等の公表から契約締結までのスケジュールは、次表のとおりである。

項目	日程
募集要項及び仕様書等の公表、企画提案申込書兼誓約書の受付開始	令和8年（2026年）8月23日（日）
企画提案申込書兼誓約書及び質問書の提出	同年9月2日（水）午後5時まで必着
質問書に対する回答	同月9日（水）
下記7(3)の必要図書の提出	同月18日（金）午後5時まで必着
一次審査の結果通知	同月24日（木）
最終審査（書類及びプレゼンテーション審査）	同年10月上旬
最終審査の結果通知	最終審査後速やかに
契約締結	最終審査の結果通知後速やかに

5 企画提案申込書兼誓約書の提出

応募を決断した場合は、下記7(3)の必要図書の提出前に、「企画提案申込書兼誓約書」（様式1）を事務局に提出することで応募の意思を表明すること。

(1) 提出期限

令和8年（2026年）9月2日（水）午後5時（必着）

(2) 提出方法

事務局の電子メールアドレス（下記12）あてに、件名を「白髪一雄データベースシステム導入業務 申込み」とし、必要事項を記載した企画提案申込書兼誓約書を添付ファイルで送信すること。事務局への持参、電話等による申込みは受け付けない。

送信後は、必ず直ちに、電話（下記12）によりその送達の事実を事務局に確認すること。

6 質問書の提出及びその質問に対する回答

この募集要項又は仕様書の内容に質問があるときは、「質問書」（様式2）に質問内容を記載し、事務局に提出すること。

(1) 提出期限

令和8年（2026年）9月2日（水）午後5時（必着）

(2) 質問方法

事務局の電子メールアドレス（下記12）あてに、件名を「プロポーザル質問_データベース ○○○（法人名）」とし、質問内容を記載した質問書を添付ファイルで送信すること。来館、電話等による質問及び審査基準等に関する質問は一切受け付けない。

送信後は、必ず直ちに、電話（下記 1 2）によりその送達の実事を事務局に確認すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、令和 8 年 9 月 9 日に電子メールで行う。なお、この回答内容は、財団のホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出等

上記 5 の企画提案申込書兼誓約書を提出した後は、次のとおり、(3)アからサまでに掲げる図書を事務局に提出すること。この提出が完了しなければ応募が完了したことにはならない。

(1) 提出期限

令和 8 年（2026 年）9 月 1 8 日（金）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

必ず郵送により提出すること。ただし、提出期限に郵送では間に合わないときは、事務局への持参を認める。事務局への持参の場合は、出発前に事務局に電話（下記 1 2）連絡をすること。尼崎市総合文化センターの文化棟での受取方法について説明する。

(3)カの企画提案書が YouTube 掲載のものである場合は、事務局の電子メールアドレス（下記 1 2）あてにその URL を送信すること。

郵送後は、必ず直ちに、電話（下記 1 2）によりその送付事実を事務局に報告すること。URL の送信後は、必ず直ちに、電話（下記 1 2）によりその送達の実事を事務局に確認すること。

(3) 提出が必要な図書

提出が必要な図書（以下「必要図書」という。）は、次に掲げる図書の全部（ウ、ク及びケに掲げる図書は、応募者に該当する場合のものに限る。）とする。各図書の①から⑩までの番号を表示したインデックスを当該図書の各 1 頁目の右端に貼付し、左端をダブルクリップ等（容易に外せるもの）で一つに綴じ、1 0 部（正本 1 部、副本 9 部）を提出すること。

エの業務実績書、オの業務実施体制及びカの企画提案書については、法人等の名称又はロゴマーク等、事業者が特定されるものを記載せず、又は明示しないこと。

カの企画提案書は、映像（DVD に書き込んだもの又は YouTube 掲載のものに限る。）の媒体でも可とする。ただし、いずれも必ず 1 5 分以内のものとし、YouTube 掲載の場合は、限定配信のものとする。

ア ①必要図書の表紙（様式 3－1）

イ ②事業者概要（任意様式）

応募者の名称、所在地及び代表者の氏名の記載があるものとし、事業者概要が記載されているパンフレット等で代用することも可とする。

ウ ③登記事項証明書（写し可）

法人登記のものに限る。

エ ④業務実績書（様式 3－2）

令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間における業務実績（本

業務と同種の業務（※¹）及び本業務と類似の業務（※²）の実績に限る。）を具体的に記載すること。

※¹「同種の業務」・・・特定の芸術家の作品その他関係資料のデータベースシステム構築業務

※²「類似の業務」・・・特定の芸術家でなく、特定の美術館又は博物館、史跡、文化財その他これらの関係資料のデータベースシステム構築業務

オ ⑤業務実施体制（様式３－３）

仕様書の５に定める各業務を担う管理技術者及び主たる担当技術者の氏名、年齢（令和９年３月３１日現在）、経験年数（同日現在）、所属・役職、担当業務（仕様書の５に定める各業務の範囲内に限る。）及び業務実績（エの同種の業務及び類似の業務の実績に限る。）を記載すること。

カ ⑥企画提案書（任意様式）

仕様書の５に定める各業務を遂行するための具体的な内容を記載するとともに、各業務の実施スケジュールを作成すること。

また、下記８(２)イの審査基準の表の内容を踏まえた上で、財団への提案内容及びアピールポイントを明確に示すこと。

紙媒体の場合、ページ数及び印刷面は、Ａ４サイズの１０ページ（Ａ３サイズであれば５ページ）以内で両面印刷とすること。本文の文字のフォントサイズは、１０．５ポイント以上とすること。

キ ⑦見積書（任意様式）

本業務を受託する場合の委託料として、上記１(４)の提案上限額に１００分の１１０を除いて得た額（１,０２０,０００円）以下となる見積金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載した見積書（内訳書を含む。）を作成すること。

また、併せて別途、令和９年（２０２７年）４月から令和１３年（２０３１年）３月までの４年間のシステム運用保守業務を受託する場合の委託料として、その総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載した見積書（内訳書を含む。）も作成すること。

ところで、この見積書の提出は、あくまで財団が参考の目的で求めるものであり、令和９年度以後の財団の予算は何ら決定されていないため、システム利用等の契約がその見積金額によって締結される保証はない。その契約金額は、毎年度別途協議により決定することになる。

ク ⑧共同事業体構成表（様式３－４）

コンソーシアムにより複数業者により共同提案する場合は、代表者を定めるとともに、その他の構成者を全て記載すること。

ケ ⑨共同事業体委任状（様式３－５）

コンソーシアムにより複数業者により共同提案する場合、代表者以外の構成者は、本選定への申込み及び契約締結等に関する一切の権限を代表者に委任する旨の委任状を作成すること。

コ ⑩税を滞納していないことを証する書類

令和 5 年度から令和 7 年度までの間に国税、都道府県税及び市町村税をそれぞれ滞納していないことを証する書類の原本

サ ⑪定款等及び事業報告書等

尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者については、上記 2 (3) ア及びイに掲げる書類を用意すること。

(4) 応募を辞退する場合

企画提案申込書兼誓約書の提出後又は上記(3)の必要図書の提出後、応募者の事情により辞退する場合は、速やかに、応募辞退届（様式 4）に必要事項を記載して提出すること。

8 審査

選定のための審査は、次のとおり一次審査と最終審査の 2 段階で実施する。一次審査は事務局が、最終審査は財団が設置する会議体（以下「選定会議」という。）が行う。

(1) 一次審査

ア 方法

上記 7 により提出された必要図書に対し形式審査を行う。

イ 審査結果等の通知

令和 8 年 9 月 2 4 日（木）に全ての応募者に対し審査結果を電子メールで通知する。最終審査に進むことができる者には、併せて最終審査の日時及び場所等を通知する。

(2) 最終審査

ア 方法

選定会議が令和 8 年 1 0 月上旬に開催するウのプレゼンテーションにおける各応募者の説明及び上記 7 により提出された必要図書を審査する。

イ 審査基準

審査は、次表に定める審査基準により行う。

審査項目		主な審査の視点	配点
業務実績書		事業者の業務実績について（５件まで）	５
業務実施体制		統括責任者の業務実績について（５件まで）	５
		業務実績のある管理責任者が配置され、確実に業務を履行できる体制となっているか	１５
企画提案書等	趣旨	事業の趣旨を理解し、目的に沿った具体的な提案内容となっているか	１５
	操作性	学芸業務の効率化を実現する操作性を備えているか	１５
	利活用	白髪一雄の作品及び資料等について、市民の利活用を促進するような外部発信が可能となる仕組みがあるか	１５
	導入支援	分類項目の作成等に係る導入支援が充実しているか	１５
	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策が適切に行われているか	５
	システム障害対応	システム障害時に早期復旧を行うための支援体制やノウハウについての提案が行われているか	５
	見積価格	財団で定める基準価格との差に応じた評価を行う	５
審査点数 合計			１００

ウ プレゼンテーションの実施方法

(7) 説明内容

企画提案書の内容を説明すること。

(イ) 説明者

業務実施体制（様式３－３）に記載されている管理技術者若しくは主たる担当技術者又はその他本業務に直接携わる者のいずれかが１人で説明すること。この場合において、事業者が特定されないよう留意すること。

質疑応答においては、複数人での対応を可とする。

(ウ) 説明の制限時間

１事業者につき２５分程度（うち内容説明１５分、質疑応答１０分程度）とする。内容説明においては、①説明開始、②残り５分前、③残り３０秒前は、それぞれ事務局が合図する。

(エ) 注意事項

- ① 会場への入室人数は、３名以内とする。
- ② プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意するが、当該プロジェクターにつなぐパソコンは応募者が持参すること。ただし、プレゼンの内容（データ）は、当該パソコンのハードディスクに内蔵させておくこと。モバイル方式は、通信機能が不具合になる可能性があるため不可とする。
- ③ 説明前は控室において待機すること。順番が回ってきたときは、事務局の担当者が説明会場まで誘導する。

④ 審査は非公開で行い、審査の経過及び選定結果に関する問合せは受け付けない。

⑤ 集合時刻その他の詳細については、別途事務局が書面で通知する。

エ 審査結果等の通知

プレゼンテーションの開催日の翌日以降、速やかに、全ての応募者に対し、審査結果を電子メールで通知する。

(3) 審査対象からの除外

上記3により失格となった者又は上記7(4)により応募を辞退した者については、既にこれらの者に対し審査が行われていたとしても、審査の対象から除外する。

9 選定

最終審査終了後、選定会議は、8(2)イに定める審査基準に基づき採点された点数を基に算定された評価点がより高い者を、契約候補者（外部委託先となることが予定される者をいう。以下同じ。）として選定する。選定基準のうちこの募集要項において明示するものは、次のとおりである。

- (1) 評価点が基準点（本業務を滞りなく履行するに必要な最低限の能力を有していると認められる点数をいう。）に満たない場合は、契約候補者として選定しない。
- (2) 評価点の最も高い者が同点で複数あるときは、評価表の審査項目のうち「企画提案書等」の合計得点が最も高い者（同点により当該者が複数あるときは、くじ引きにより当選した者）を契約候補者とする。
- (3) 契約候補者を1者限り又は2者選定することができる。2者を選定するときは、各者に優先順位を付ける。

10 契約

(1) 締結交渉

財団は、契約候補者（上記9(3)により複数者の契約候補者が選定された場合は、選定順位が最も高いもの）との間で契約締結の交渉を行う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合で、上記9(3)により契約候補者が2者選定されていたときは、次の順位の契約候補者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本業務の仕様への反映

契約候補者の企画提案書に記載され、選定会議が審査において評価した項目については、原則として本業務の仕様に反映する。ただし、当該契約候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

11 留意事項

- (1) 応募及び本プレゼンテーションへの参加に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、複数の応募を行うことはできない。
- (3) 提出された図書の修正、変更又は追加は認めない。

- (4) 提出された図書は一切返却しない。
- (5) 提出された図書の著作権は、作成した者に帰属する。
- (6) 提出された図書の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事案に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (7) 提出された図書は、契約候補者の選定以外では提出した応募者に無断で使用しない。ただし、選定に必要な範囲内において複製をすることがある。
- (8) 提出される図書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (9) 提出された図書は、公益財団法人尼崎市文化振興財団情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 本業務の受託者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合には、財団は契約を解除できる。この場合において、財団に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更し、又は中止することがある。この場合において、財団は応募者に対して一切の責任を負わない。
- (12) 応募者は、上記5による企画提案申込書兼誓約書の提出をもって、この募集要項の記載内容に同意したものとみなされる。

12 事務局

担当課：公益財団法人尼崎市文化振興財団事業部美術課

担当者：田野

住 所：〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目7番16号

営業時間：午前9時から午後5時まで（火曜日休業）

TEL：06-6487-0806 FAX：06-6482-3503

E-mail：tano-hatsuki@archaic.or.jp

以 上